

クリーニング所 開設の手引き

～構造設備・衛生管理の基準～

- 1 クリーニング業とは
 - (1) クリーニング業の定義
 - (2) 営業の種別
- 2 開設の流れ
- 3 構造設備基準
- 4 日常の管理
- 5 手続き・必要書類
- 6 無店舗取次所
- 7 クリーニング師免許証の手続き
- 8 関係機関

江東区保健所

表 中・・・法：クリーニング業法
規：クリーニング業法施行規則
条：江東区クリーニング業法施行条例
(例)「条1-2-3」は、「条例第1条第2項第3号」を指します。

1 クリーニング業とは

(1) クリーニング業の定義

「クリーニング業」とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原形のまま洗濯すること（繊維製品を使用させるために貸与し、その使用済み後はこれを回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返して行なうことを含む）を営業することをいいます。（法 2）

(2) 営業の種別

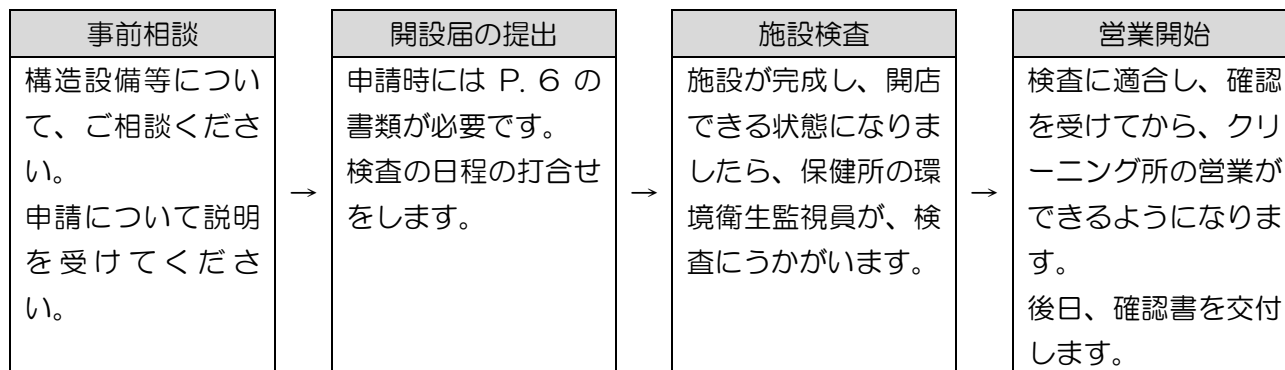
ク リ ー ニ ン グ 所 (ク リ ー ニ ン グ 車※)	一 般	溶剤又は洗剤を使用して、衣類等を洗濯することを営業とするクリーニング所
	リネン サプライ	繊維製品を使用させるために貸与し、使用済み後はこれを回収して洗濯し、さらにこれを貸与することを繰り返し行うクリーニング所（貸おむつ、貸タオル事業）
	取次所	洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所 クリーニングボックス、クリーニングロッカー、マンションやホテルのフロントの取次所も含まれます。
無店舗取次店		クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする車両を用いた店舗

※クリーニング車（移動して行うクリーニング業）

道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車に施設を設け、営業を行う場所（営業地）を移動して、洗濯物の処理または洗濯物の受取及び引渡しをする店舗形態の施設をいいます。

2 開設の流れ

クリーニング所を開設しようとする場合は、事前に保健所へ開設届を提出し、施設の確認を受けなければなりません。（法5の2）

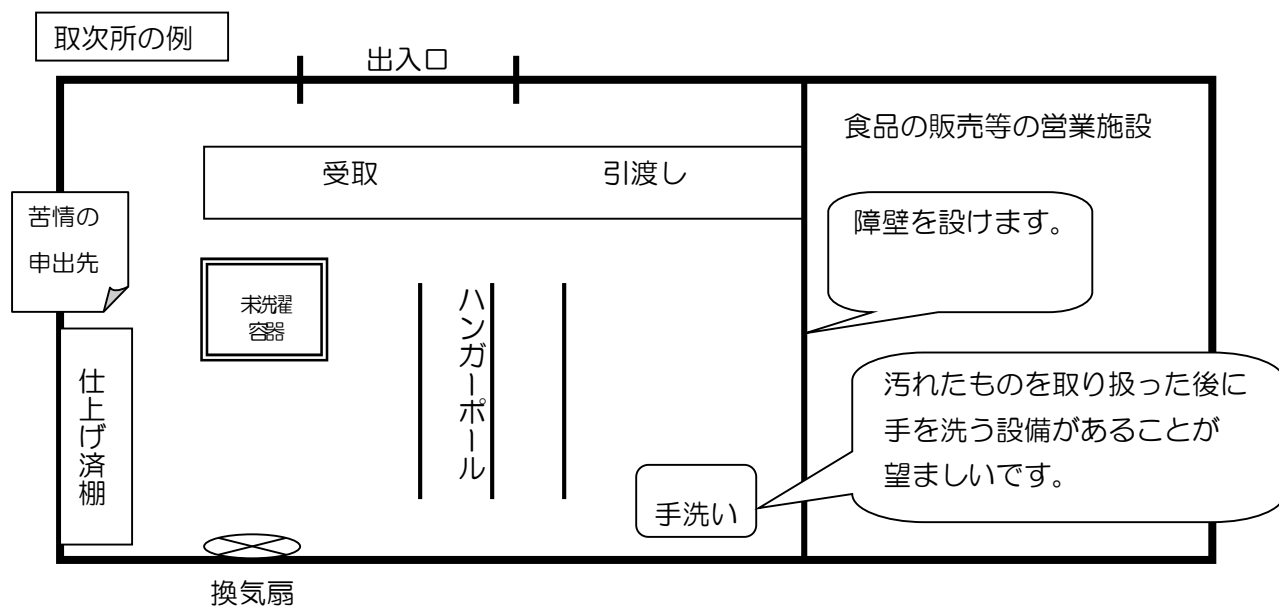


※確認書は再発行できません。

3 構造設備基準

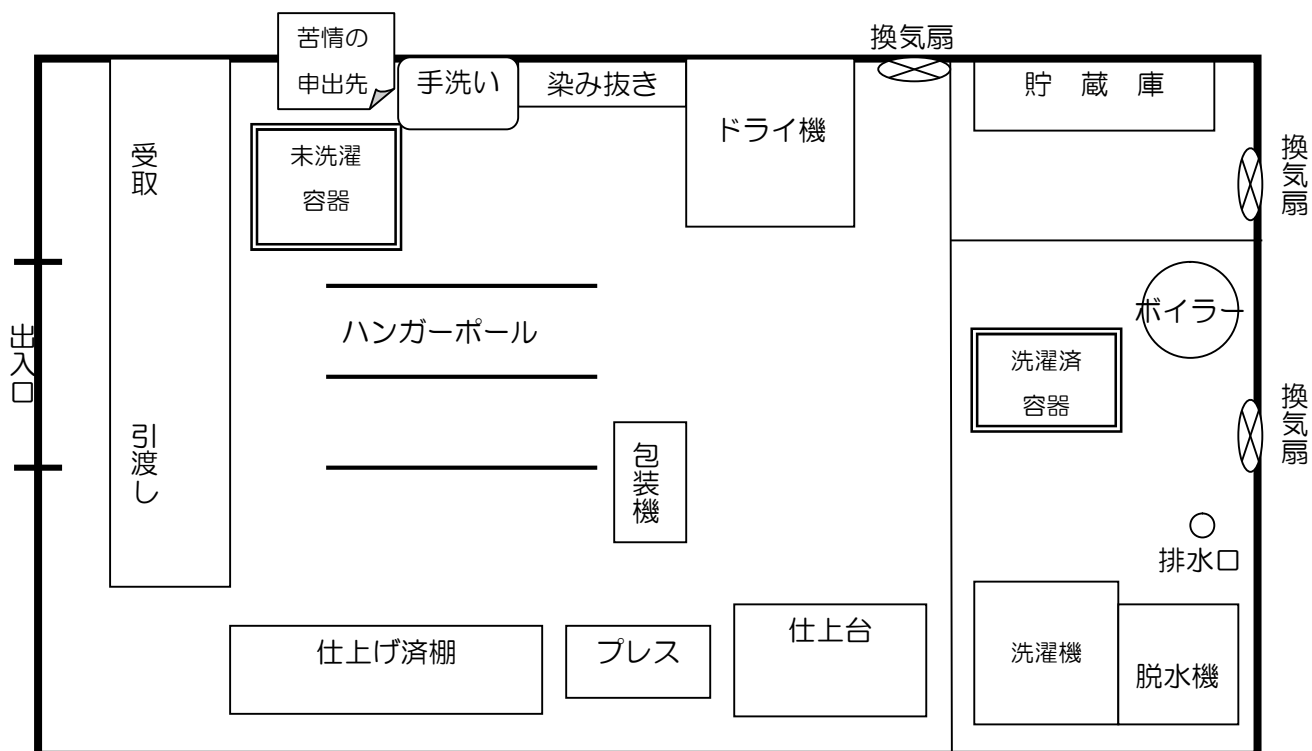
クリーニング所の構造設備には規定が設けられています。開設にあたっては以下の事項に適合するようにしてください。

項 目		基 準 等	根 拠
共通	換気・採光・照明	クリーニング所内は、換気、採光及び照明を十分にすること。 ●作業面で 300 ルクス以上が望ましい。	条 3-1-1
	洗濯物の区画	洗濯物を未洗濯、洗濯済、仕上を終わったものと終わらないもの のとに明確に区分できる戸棚・容器等を適当数備えること。	法 3-3-2 条 3-1-2
	洗濯物の区分	① 洗濯物は受渡し及び運搬においても洗濯又は仕上げを終わ ったものと終わらないものに区分して取り扱うこと。(区画・ 標示などが必要です。) ② 消毒を要する洗濯物を取り扱う場合には、その洗濯物を他 の洗濯物と区分して処理するための容器を備えること。	条 3-1-2 条 3-1-5
	他の施設との併設	食品の販売等の営業施設その他相互に汚染の可能性のある 営業施設とは壁、板、その他適当なものにより障壁を設けるこ と。 ●障壁は、洗濯物と食品等が直接接触しないよう設けるも ので、移動できないものであること。 ●洗濯物と食品を同一人が取り扱う場合は、手指の消毒そ の他清潔に保つように措置すること。	条 3-1-6



項 目		基 準 等	根 拠
一般のクリーニング所	洗濯機 脱水機	洗濯機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えること。ただし、脱水機の効用をも有する洗濯機を備える場合は、脱水機は備えなくてもよい。	法 3-2
	床	洗い場の床は、不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう)で築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること。	法 3-3-4
	ドライ設備 (テトラクロロエチレンを使用する場合)	① 溶剤の貯蔵場所は、床面を不浸透性材料とし、直射日光及び雨水を防止できる構造とすること。 ② 貯蔵用タンク等は、密閉でき、かつ耐溶剤性の容器とすること。 ③ 排液処理装置を設置すること。 ●排液処理回収装置の能力の算定にあたっては、溶剤蒸気回収装置からの負荷量を十分考慮すること。 ④ 溶剤蒸気回収装置を設置すること。 ●溶剤蒸気回収装置は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める規制基準(有毒ガスとして300mg/m ³ 未満)を遵守できる能力であること。 ⑤ 蒸留残さ物等の保管場所及び保管容器は、ア及びイに準ずること。 ●局所排気装置等の換気設備を適正な位置に設けること。	条 3-1-7 ア 条 3-1-7 イ 条 3-1-7 ウ 条 3-1-7 エ 条 3-1-7 オ

一般のクリーニング所の例



4 日常の管理

(1) 施設の維持管理

項 目		基 準 等	根 拠
共 通	換気・採光・照明	所内の換気、採光及び照明は十分に行うこと。	条 3-1-1
	洗濯物の取扱い	① 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗濯物の処理を行い、または行わせてはならない。 ② 洗濯物は、受渡し、運搬においても未洗濯物、洗濯済、仕上を終わったものと終わらないものに区分して処理すること。 ③ 洗濯物を処理する場所、業務用車両、業務用機械、器具、格納容器等は常に清潔に保ち、随時消毒すること。 ●業務用車両を使用して食品の運搬等他の業務を行う場合は、相互汚染が生じないように、車両内の区画、密閉容器の使用など構造上及び取扱いについて十分配慮すること。 ④ 霧吹き作業には、噴霧器を使用すること。	法 3-1 法 3-3-2 条 3-1-2 法 3-3-1 条 3-1-3 条 3-1-4
一 般 の ク リ ー ン グ 所	消毒を要する洗濯物 (P. 参照)	消毒を要する洗濯物(感染性疾患の病原体による汚染のおそれのあるもの、おむつ、パンツ類、手ぬぐい、タオル類、病院等の寝具類)は、必ず他の洗濯物と区別しておき、洗濯前に消毒すること。 ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によってなされる場合は、消毒はしなくてもよい。	法 3-3-5 条 3-1-5
	ドライ設備 (テトラクロロエチレンを使用する場合)	●所内のテトラクロロエチレンの濃度は 50ppm 以下に保つこと。 ●溶剤の保管、充填中における漏出等を極力防止すること。 ●ドライ機の保守点検を十分に行い、排液の適正な処理を行うこと。(排液処理装置から排出される排液のパークロ濃度は 0.1 mg /l 以下とすること) ●ドライ機は機械換気設備を作動してから操作すること。 ●ドライ機の蒸留装置、フィルターの操作を適切に行うこと。 ●洗濯物の処理において、溶剤を含む処理液によるササラ掛け等の前処理及びしみ抜きは極力行わないこと。 ●使用済みの蒸留残渣物、フィルター、パウダー、カートリッジフィルター及び活性炭は専用の密閉容器に入れ保管し、産業廃棄物として適正に処理すること。 ●処理能力の合計が 30kg 以上のクリーニング所については、脱臭時に排出するテトラクロロエチレンを回収するための活性炭吸着回収装置等を設置すること。(活性炭吸着回収装置を内蔵する密閉内部脱臭方式のドライクリーニング機械を除く) ●処理能力の合計が 30kg 未満のクリーニング所については、脱臭時に排出するテトラクロロエチレンを回収するための活性炭吸着回収装置等を設置することが望ましい。(活性炭吸着回収装置を内蔵する密閉内部脱臭方式のドライクリーニング機械を除く)	

● 指定洗濯物の一般的な消毒方法及び消毒効果を有する洗濯方法の概要

① 消毒方法

理化学的方法	蒸気による消毒	蒸気がま等を使用し、100℃以上の湿熱に 10 分間以上触れさせること(温度計により器内の温度の確認をすること。) (注)1 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、全ての洗濯物が湿熱に十分触れないことがある。 2 器内底の水量を適量に維持する必要がある。
	熱湯による消毒	80℃以上の熱湯に 10 分間以上浸すこと(温度計により温度の確認をすること。) (注)熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがある。
化学的方法	塩素剤による消毒	さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素 250ppm 以上の水溶液中に 30℃以上で 5 分間以上浸すこと(この場合終末遊離塩素が 100ppm を下らないこと。) (注)汚れの程度の著しい洗濯物の場合には、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがある
	界面活性剤による消毒	逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に 30℃以上で 30 分間以上浸すこと。 (注)洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがある。
	ホルムアルデヒドガスによる消毒	あらかじめ真空にした装置に容積 1 m ³ につきホルムアルデヒド 6g 以上及び水 40g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま 60℃以上で 1 時間以上触れさせること。
	酸化エチレンガスによる消毒	あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガス及び炭酸ガスを 1 対 9 に混合したものを注入し、大気圧に戻し 50℃以上で 2 時間以上触れさせるか、又は 1kg/平方センチメートルまで加圧し、50℃以上で 1 時間以上触れさせること。

② 消毒の効果を有する洗濯方法

- (1) 洗濯物を 80℃以上の熱湯で 10 分間以上処理する工程を含むもの。
- (2) さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が 250ppm 以上の液に 30℃以上で 5 分間以上浸し、終末遊離塩素 100ppm 以上になるような方法で漂白する工程を含むもの。
- (3) 四塩化(パークロル)エチレンに 5 分間以上浸し洗濯した後、四塩化エチレンを含む状態で 50℃以上に保たせ、10 分間以上乾燥させる工程を含むもの。

(2) 説明義務(法 3 の 2-1・2、規 1 の 2-1-1・2)

- ① 営業者は洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ利用者に対し洗濯物の処理方法等について説明し、衣服の変質等のトラブルが発生するおそれのある場合は合わせて説明を行い、利用者の了解の上で処理を行うよう努めなければなりません。
- ② クリーニング所では、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗濯物の受取及び引渡しをする際にはクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を記載した書面を配布しなければなりません。
- ③ 無店舗取次店においては、苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布しなければなりません。

(3) 研修・講習(法 8 の 2、法 8 の 3、規 10 の 2、規 10 の 3)

① クリーニング師の研修

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、従事後 1 年以内にクリーニング師の資質向上のための研修を受ける義務があります。また、その後は 3 年を超えない期間ごとに研修を受ける義務があります。

② 業務従事者(クリーニング師以外)

営業者は、クリーニング所の業務従事者に、知識の習得及び技能の向上を図るための講習を受けさせる義務があります。

従事者の講習は、クリーニング所の開設後 1 年以内にクリーニング所の全従事者の 5 分の 1 以上の者に受けさせる必要があります。また、その後は 3 年を超えない期間ごとにクリーニング所の全従事者の 5 分の 1 以上の者に講習を受けさせる義務があります。

※ 研修・講習は、公益財団法人東京都生活衛生営業指導センターが行っていますので、直接お申し込みください。

5 手続き・必要書類

(1)開設時の提出書類

書 類		内 容	根 拠
クリーニング所開設届 ※ 無店舗取次店営業届 ※		① 新規に開設・営業する場合 ② 営業者が変わる場合(個人⇄法人等も含む) ③ 施設を移転した場合(仮店舗を含む。クリーニング車の場合は、自動車を換えた場合も含む。) ④ 大規模な改築、増築を行った場合 ⑤ クリーニング車の場合は、所在地は「区内一円」と記入してください。 ⑥ 無店舗取次店の場合は、営業区域は「区内一円」と記入してください。	法 5-1・2 規 1 の 3-1・2 規 2
	添付書類	① 営業者が法人の場合は、登記事項証明書(6か月以内に発行された事項全部証明書) ② クリーニング車、無店舗取次店の場合は、自動車の保管場所、自動車の車両番号及び自動車登録番号を確認できる書類(車庫証明書、自動車検査証の写し) ③ 無店舗取次店を他に営んでいるときは、その名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類	
業 務 台 帳 ※	構造及び設備の概要	・「クリーニング所に必要な構造設備(P.)」を参考に記入してください。	法 5-1・2 規 1 の 3-1・2 規 2
	施設平面図	・クリーニング所の設備の配置を記入し、寸法を記入します。建築図面を添付していただいてもかまいません。 ・クリーニング車、無店舗取次店の場合は、車両の平面略図を記入し、寸法を記入してください。	
	付近の見取図	・店舗と付近の目標物を記入します。 ・クリーニング車、無店舗取次店の場合は、車両の保管場所について、記入してください。 ・地図を添付していただいてもかまいません。	
研修・講習修了者名簿 ※		・当該店舗に従事する従事者全員の氏名を記入します。 ・クリーニング師がいる場合は、クリーニング師の本籍、住所、生年月日、登録番号を記入します。	
	添付書類	・クリーニング師免許証(原本)を提示してください。	
検査手数料		・クリーニング所は、開設届提出時に納付してください。 ただし、無店舗取次店に限り検査手数料は無料です。	江東区事務手数料条例第 6 条(別表第 3)

※ 書類は保健所窓口にあります。

(2) 申請後に届出内容を変更したとき

以下の事項に変更があった場合は、すみやかに届出を行ってください。(法 5-3)

事 項		提 出 書 類 等
・名称(屋号)の変更 ・営業者の氏名変更(改姓、改名)及び住所の変更 ・種別の変更(一般→取次所など)		①変更届 ※
クリーニング車 無店舗取次店	・自動車の保管場所	①変更届 ※ ②車庫証明書
	・自動車登録番号	①変更届 ※ ②自動車検査証の写し
構造設備の変更 (注意)事前に保健所へご相談ください。		①変更届 ※ ②変更内容の説明書
従事者の変更	クリーニング師を雇い入れたとき	①従事者変更届 ※ ②クリーニング師免許証(原本提示)
	無資格者を雇い入れたとき	①従事者変更届 ※
	従事者が辞めたとき	①従事者変更届 ※

※の書類は保健所窓口にあります。届出には印鑑が必要です。

(3) 承継に関する届出

以下の場合、その事実を証明する書面を添えて、遅滞なく届出を行ってください。(法 5 の 3-1・2)

事 項		提 出 書 類 等
営業者(個人)が死亡し、相続人が営業者の地位を承継したとき		①承継届 ※ ②被相続人の戸籍全部事項証明書 ③相続人全員が確認できる公文書(除籍謄本、改正原戸籍謄本) ④相続人全員の同意書(相続人が2人以上の場合) ※
営業者(法人)が合併または分割により承継したとき	合併	①承継届 ※ ②合併により存続する法人または設立された法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
	分割	①承継届 ※ ②分割により営業を承継した法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

※の書類は保健所窓口にあります。届出には印鑑が必要です。

(4) 廃止したとき

以下の場合、すみやかに届出を行ってください。(法 5-3)

事 項	提 出 書 類 等
営業をやめたとき (名義変更、増改築に伴う開設等を含む)	①廃止届 ※

※の書類は保健所窓口にあります。届出には印鑑が必要です。

※関係機関にも届出が必要です。

6 無店舗取次店

(1) 無店舗取次店の届出

クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする車両を用いた店舗(無店舗取次店)は、あらかじめ営業しようとする区域ごとに管轄する保健所に届け出なければなりません。

営業区域が江東区以外にもある場合には、区域ごとに所管の保健所に届け出ます。

届出後、保健所職員が業務用車両の設備を確認します。

- ・ 営業を行う車両ごとに届出が必要です。
- ・ 業務車両ごとに確認済書又はその写しを携行し、利用者や保健所職員等から提示を求められた場合は、速やかに応じてください。
- ・ 営業区域が江東区以外にもある場合には、所管の保健所に相談してください。

(2) 無店舗営業施設の衛生管理

クリーニング所に準じて管理を行います。特に、業務用車両の衛生には十分注意してください。

- ・ 業務用車両、業務用機械、器具、格納容器等は常に清潔に保ち、随時消毒してください。
- ・ 業務用車両を使用して食品の運搬その他の業務を行う場合は、相互汚染が生じないように、車両内の区画、密閉容器の使用など構造上及び取扱いについて十分配慮してください。

また、利用者に対する説明義務、研修・講習を受ける義務もクリーニング所と同様です。

(P.5 参照)

(3) その他の届出

変更・廃止・承継の届出は、クリーニング所と同様に行います。(P.7)

7 クリーニング師免許証の手続き

営業者は、クリーニング所(取次店は除く)ごとに1人以上のクリーニング師を置かなければなりません。(法

4)

事 項	提 出 書 類 等
新規免許申請	① 免許申請書 ※ ② 合格通知(原本) ③ 戸籍抄本(個人事項証明書)又は戸籍謄本(全部事項証明書) ④ 手数料
再交付申請	① 免許証再交付申請書 ※ ② 破り、又は汚した免許証 ③ 手数料
訂正申請	② 免許証書換交付申請書 ※ ③ 戸籍抄本(個人事項証明書)又は戸籍謄本(全部事項証明書) ④ 免許証 ⑤ 手数料

※ の書類は保健所窓口にあります。

8 関係機関

●クリーニング師試験について

東京都福祉保健局健康安全部 健康安全課 試験・免許係
新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 21 階南側 (電話) 5320-4358

●クリーニング師研修・業務従事者講習、経営相談、融資推薦書交付、Sマーク等について

公益財団法人東京都生活衛生営業指導センター
渋谷区広尾 5-7-1 東京都広尾庁舎内 (電話) 3445-8751

●消防について

城東消防署 江東区亀戸 6-42-9 (電話) 3637-0119
深川消防署 江東区木場 3-18-10 (電話) 3642-0119

●工場・指定作業場について

江東区環境清掃部 環境保全課 指導係
江東区東陽 4-11-28 江東区防災センター内 (電話) 3647-6147

●用途地域、建物の建築（建築確認等）について

江東区都市整備部 建築課 建築係
江東区東陽 4-11-28 江東区役所内 (電話) 3647-9743

●排水等について

東京都下水道局東部第一下水道事務所
江東区東陽 7-1-14 (電話) 3645-9273

●特別管理産業廃棄物について

東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課
新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 9 階 (電話) 5388-3589

●土壌汚染等について

江東区環境清掃部 環境保全課 調査係
江東区東陽 4-11-28 江東区防災センター内 (電話) 3647-6148